単　位　事　務　名	
住　居　手　当 〈コード〉０３２０	
根拠及び参考法令	鹿児島県職員の給与に関する条例　【職員給与条例10条の５】 給与条例の運用方針について（通知）　【昭和58年11月21日人第280号　運用】 鹿児島県学校職員の給与に関する条例　【学校職員給与条例第10条】 鹿児島県職員の住居手当支給規則　【規則】 住居手当の取り扱いについて（通知）　【昭和50年２月24日人第362号　取り扱い】 住居手当の支給について（通知）　【昭和46年２月22日鹿教管第783号　支給】 住居手当の質疑応答集について（送付）　【昭和46年３月13日県教育庁管理課長　質疑】 住居手当関係質疑応答集（自宅住居関係）　【昭和50年２月人事院給与局　自宅質疑】 県立学校における給与事務の取扱いについて（通知）【平成19年３月22日鹿教教第648号】 年度末及び年度当初の手当認定事務等について(通知)【平成19年２月２日鹿教教第549号】 鹿児島県教育委員会給与等事務取扱要領　【平成10年３月３日】 認定事務の手引き　【平成21年７月総務部人事課】 給与関係コード表（職コミ・ライブラリ掲載）　【県発行】 鹿児島県職員給与データ収集・配信システムマニュアル【平成25年5月企画部情報政策課】 給与事務処理要綱　【平成５年12月24日会計課長通知】
項　目	処　理　方　法
支給要件	次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 １　自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受け，月額12,000円を超える家賃（使用料を含む）を支払っている職員（県公舎に入居し，入居料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。） ２　単身赴任手当受給職員で，配偶者が居住するための住宅（県公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け，月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 【職員給与条例第１０条の５】

項　　目	処　　理　　方　　法
	第１号について 住宅 (1)　職員が居住している住宅 (2)　当該職員の生活の本拠となっている住宅 職員 (1)　職員の扶養親族が借り受けた住宅に居住し，家賃を支払っている職員を含む (2)　職員が職員の配偶者・職員の一親等の血族又は姻族である者（以下「配偶者等」という。）と共同して借り受けている住宅に当該配偶者等と同居し，家賃を支払っている場合で，その生計を主として支えている職員を含む。 【取り扱い 条例第１０条の５関係１，２】 第３号について 住宅 (1)　配偶者が居住しているもの（県公舎，職員宿舎等を除く） (2)　配偶者の生活の本拠となっているもの 職員 (1)　職員の扶養親族が借り受けた住宅に居住する配偶者がある職員で，その住宅の家賃を支払っている職員を含む (2)　職員又はその扶養親族と職員の一親等の血族又は姻族である者とが共同して借り受け，配偶者・当該一親等の血族又は姻族が居住している住宅の家賃を支払っており，その生計を主として支えている職員を含む (3)　職員又はその扶養親族と職員の扶養親族でない配偶者とが共同して借り受けている住宅の家賃を支払っており，その生計を主として支えている職員を含む 規則で定める職員（権衡職員） (1)　鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則第５条第２項に該当する職員(以下「単身赴任手当権衡職員」という。）で，同項第２号に規定する満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子（以下「単身赴任手当の支給要件に係る子」という。）が居住するための住宅として，同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員，他の地方公共団体の職員その他知事が人事委員会と協議して定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあっては，当該適用。以下「異動又は公署の移転」という。)の直前の住居であった住宅（県公舎並びに規則第４条の２に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして知事が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け，月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 「満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子が居住するための住宅とは… ・　当該子が居住している住宅であって，当該子の生活の本拠となっているものに限る ・　当該子が職員又はその扶養親族たる者と職員の一親等の血族又は姻族である者とが共同して借り受けている住宅に当該一親等の血族又は姻族である者と同居し，職員がその家賃を支払っている場合も含む 「知事が人事委員会と協議して定める住宅」とは… ①　単身赴任手当の支給要件に係る子が居住する住宅のうち，公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の直前の住居であった住宅から単身赴任手当の支給要件に係る子が転居した場合における転居後の住宅（更に転居した場合における転居後の住宅を含む。） ②　単身赴任手当の支給要件に係る子が居住する住宅のうち，鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則第５条第２項第３号に規定する別居の直後の配偶者等の住居である住宅（更に転居した場合における転居後の住宅を含む。

項　　目	処　　理　　方　　法
	③　単身赴任手当の支給要件に係る子が居住する住宅のうち，その他①及び②に相当すると認められる住宅 【規則　第４条の２，第４条の３】 【取り扱い　条例第10条の５関係１，５】 【取り扱い　規則第４条の３関係】
適用除外職員	次の場合は適用除外される。 １　国，県，市町村，国営企業及び次の法人から貸与された職員宿舎に居住している職員 ア　地方公務員等共済組合法第３条第１項各号に掲げる組合 イ　沖縄振興開発金融公庫 ウ　国家公務員退職手当法施行令第９条の２各号に掲げる法人 エ　その他知事が人事委員会と協議して定める法人 ２　職員の扶養親族たる者（条例第９条に規定する扶養親族で条例第10条第１項の規定による届出がされている者にか限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。），父母または配偶者の父母で，職員の扶養親族（扶養手当の支給対象者）である者以外の者が所有し，又は借り受け，居住している住宅並びに知事が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員　【規則第２条】
支　給　額	次の計算によって支給する　　※　別表早見表を参照 １　支給要件１の場合 (1)　家賃（月額）が23,000円以下の場合 家賃（月額）－12,000円＝支給額（100円未満切り捨て） (2)　家賃（月額）が23,000円を越える場合 （家賃－23,000円）×1/2＋11,000円＝支給額（100円未満切り捨て） (3)　最高支給額27,000円 ２　支給要件２の場合 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する借家・借間に対し，職員が居住している場合に支給される手当額の２分の１相当額を支給。（100円未満は切り捨て） ※　再任用職員(フルタイム勤務)は支給されない。 【職員給与条例　第10条の５第２項】
届出及び添付書類	１　新たに支給要件を具備するに至った場合は当該要件を具備していることを証明する書類を添付して「住居届」（第１号様式）を任命権者に提出する。 現に手当を受けている職員が住宅，家賃の額，住宅の所有関係に変更があった場合も同様とする。　【規則第６条】 (1)　支給要件１の場合　契約書（契約書が作成されていない場合には，契約に関する当該住宅の貸主の証明書），領収書等当該住宅に係る契約に係る契約関係を明らかにする書類又はこれらの書類の写しとする。 (2)　支給要件２の場合　支給要件１に同じ 届出における添付書類（確認書類） ①　「居住」　　住民登録の写し，通勤届における住所（住居）等 ②　「生計を主として支えている職員」 住民登録の写し，世帯員の収入証明（ただしその世帯において，当該職員のみが「収入のある者」である場合においては，特別の確認書類を必要としない）等 ２　支給要件に該当しなくなった場合，「住居届」を朱書して提出する。

項　　目	処　　理　　方　　法
確認及び決定	任命権者は届出があったときは，その届出にかかる事実を確認し，要件を具備しているときは，支給すべき住居手当の月額を決定し，又は改定する。 ※　決定又は改定（支給要件非該当の場合を含む）に係る事項を，「住居手当認定簿」（第２号様式）に記載する。【規則第７条】
家賃算定の基準	食費，電気，ガス，水道料金等をあわせて支払っている場合，家賃に相当する額の算定は次の各号に掲げる基準に従い行う。【規則第８条】 (1)　居住に関する支払額に食費等が含まれている場合,その支払額の100分の40に相当する額 (2)　居住に関する支払額に電気・ガス・水道の料金が含まれている場合は，その支払額の100分の90に相当する額 (3)　次に掲げるものは，家賃には含まれない。 ①　権利金，敷金，礼金，保証金，その他これらに類するもの ②　電気，ガス，水道，駐車場等の料金 ③　団地内の児童遊園，外灯その他の共同利用施設に係る負担金（共益費） ④　店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料 【取り扱い 条例第10条の５関係３の(1)】 (4)　借家の一部を他に転貸している場合は，自己の居住部分と転貸部分との割合等により算出し，自己の居住部分の家賃に相当する額 【取り扱い条例第10条の５関係３の(2)】 (5)　職員の扶養親族たる者が借り受けている住宅を職員に転貸している場合には，当該扶養親族と貸主との間の契約に係る額 【取り扱い条例第10条の５関係３の(3)】
支給の始期終期及び支給額の改定	住居手当の支給の始期，終期については次によるものとする。 １　支給の始期 (1)　新たに手当の支給を受ける要件を備えた場合は，届出が事実の生じた日から20日以内に出されたときは，その月の翌月から支給する。 ただし，事実の生じた日が月の初日であるときは，その月から支給する。 (2)　届出が事実の生じた日から20日を経過した後になされたときは，届出を受理した月の翌月から支給する。 ２　支給額の改定 ※　手当が支給されている職員に支給額を変更すべき事実が生じた場合は，次のとおり改定する。 ◎「支給額を変更すべき事実」とは，家賃額の変更，住居の変更（借家から自宅への変更も含む）を含むが，その変更が中断なく行われている場合に限られる。 【規則第６条，手引き３の(3)イ(注19)】 (1)　増額の場合 ①　届出が事実の生じた日から20日以内になされた場合，その月の翌月から支給額を改定する。 ただし，事実の生じた日が月の初日であるときは，その月から支給額を改定する。 ②　届出が事実の生じた日から20日を経過した後になされた場合は，届出を受理した月の翌月から支給額の改定をする。 ただし，届出を受理した日が月の初日であるときは，その月から支給する。 【規則第９条の１】 (2)　減額の場合 届出を受理した日には関係なく，事実の生じた月の翌月から支給額を改定する。 ただし，届出を受理した日が月の初日であるときは，その月から支給額を改定する。 ※「20日」については，初日不算入である。 【規則第９条，手引き３の（３）ウ】

項　　目	処　　理　　方　　法
	3　支給の終期 職員が退職，死亡した場合又は要件を書いた場合は，その月まで支給する。 ただし，事実の生じた日が月の初日であるときは，その月の前月まで支給する。 【規則第９条，手引き３の(3)ウ】

項　　目	処　　理　　方　　法
	〔例〕１　要件具備をした日から20日経過後の届出の場合 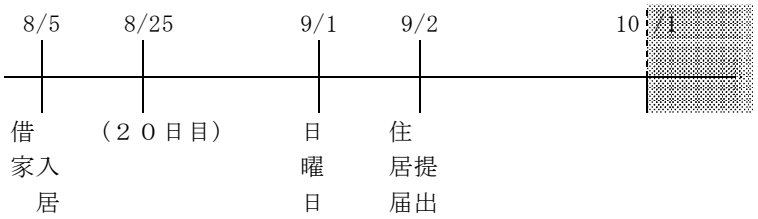 ※　20日経過後の場合，届出日の前日が月の初日（日曜日）であっても翌月からの支給。 〔例〕２　借家から自宅等支給要件対象外への転居で届出が遅れた場合 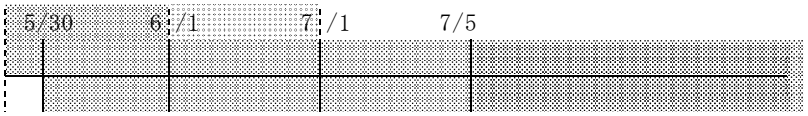 ※　６月から支給要件喪失となる。したがって返納が生じる。 住居手当は，鹿児島県職員の給与に関する条例第６条に規定する給料の支給方法に準じて支給する。ただし，給料の支給日までに住居手当に係る事実が確認できない場合等で，その日に支給できないときは，後日支給することができる。　【規則第11条】
電　算　報　告	１　認定がなされてから「給与手当報告書１」（様式給第12号）により入力を行う。 ２　「家賃等月額」の欄の金額は，手当額ではなく家賃等の現実の支払額を記入する。 ３　手当受給者が異動した場合は，額等の変更の有無にかかわらず，４月分は継続して支給されるので取り扱いに注意が必要。 ただし，届出を受理した日が月の初日であるときは，その月から支給する。 【規則第９条の１】

項　　目	処　　理　　方　　法
事後の確認 支給手続	住居手当支給後において，継続して要件を具備しているかどうか，手当の月額が適正であるかを随時確認する。【規則第10条】 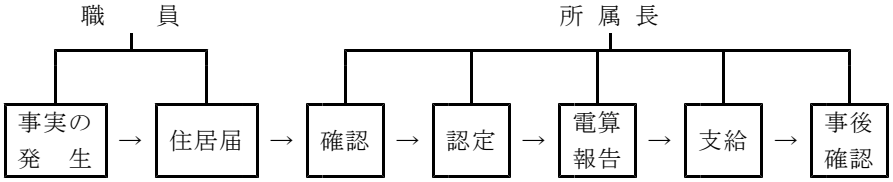 【手引き３の(1)】
その他	１　住居手当は課税対象となる。 ２　病気休暇（入院中），研修，出張等は，借家の賃貸関係継続中である場合に支給することができる。 【質疑 問１，手引きの質疑】
手当の 日割計算	次の項目に該当することになった場合又はこれらの期間の終了により職務に復帰した場合のその月分は，日割計算を行う。 ①　休職 ②　停職 ③　在籍専従許可 ④　育児休業承認 【運用第10条の５関係，手引き４の(1)】
休職者等の 取り扱い	休職者等については，その事由により次のように支給が異なる。

休職期間の種類	支給額
①公務上の負傷・疾病	全額支給
②結核性疾患（病休の後の３年間）	〃
③上記①②以外の心身の故障（満１年間）	８０％支給
④刑事事件による訴訟	６０％支給
⑤分限条例第１条の２第１～第２号	支給なし
⑥同上第３号で公務上の災害	全額支給
⑦組合専従職員	支給なし
⑧育児休業	〃

（注）「分限条例」は，「鹿児島県職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例」をいう。

【職員給与条例第20条，第20条の２～３及び運用第20条関係】
【学校職員給与条例第12条】

項　　目	処　　理　　方　　法
異動時の事務	手当受給者が所属長を異にして異動した場合には，「住居手当認定簿」「住居届」及び関係書類を，異動後の新所属長あてに送付する。その際，写しをとって控えとする。 【支給６の(2)】 １　異動の発令日等を要件を具備した日として取り扱う場合 異動等に伴い，異動の発令日等を居住に係る要件を具備した日として取り扱うためには，以下の条件を満たし，当該異動の発令日等から20日以内に届出がなされていることを要する。 (1)　異動等後の住宅が借家・借間の場合 ①　異動等後の住宅に係る貸借契約期間の始期が当該異動の発令日等以前である。 ②　赴任期間中の入居である。（住民票により確認） ③　異動等後の住宅について当該異動の発令日等以後の家賃の負担がある。 ２　異動の発令日等後に異動等前の住宅を退去し，赴任期間中に異動等後の住宅に入居した場合の取扱い 異動の発令日等が月の初日であるとき，異動等前の住宅を当該異動の発令日等後に退去し，かつ異動等後の住宅に当該異動等の赴任期間中に入居した場合には当該異動の発令日等が属する月の住居手当は，(1)又は(2)により取り扱うことができる。 (1)　異動等前の住宅に係る住居手当とする。 （ただし，当該異動の発令日等が属する月に，異動等前の住宅に係る家賃の負担がある場合に限る。） (2)　異動の発令日等を居住に係る要件を具備した日として取り扱い，異動等後の住宅に係る住居手当とする。（上記１を満たす場合に限る。次頁参考資料（例４）を参照） 【年度当初６住居手当の認定について】 退職者（臨時的任用期間満了者及び年度途中の退職者を含む。）が再び任用された場合（ただし，退職日の翌日から再び任用された日までの期間が10日以内の場合に限る。）で前回認定時と実情等に変更がない場合は，新たに認定を行う必要はなく，前回認定時の届出書類をそのまま使用して差し支えない。ただし，この場合は，当該職員に前回認定時と認定要件に係る実情等に変更がないことを記載した申立書（様式は任意。）を提出させ，内容に変更がないことを確認の上，認定簿等に必要事項を記載すること。(別紙記載例参照) また，認定簿については，通常の異動者と同様に，再び任用された所属へ送付すること。

項　　目	処　　理　　方　　法

異動に伴う住居手当の認定（例）について

住居手当の額　　住居Ａ　22,000円（家賃額　45,000円）
　　住居Ｂ　25,000円（家賃額　51,000円）

退居日が異動発令日以前である場合

（例１）

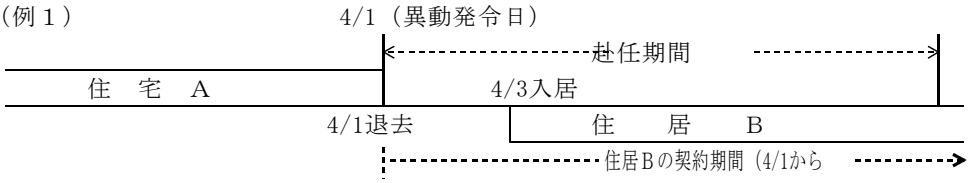

・３月分の住居手当　22,000円：住宅Ａ
・４月分の住居手当　25,000円：住宅Ｂ（契約期間の始期(4/1)→４月から）〈注1〉
・５月分の住居手当　25,000円：住宅Ｂ

（例２）

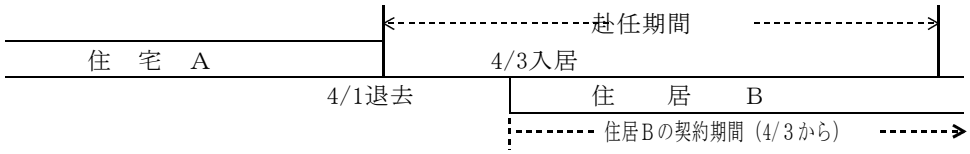

・３月分の住居手当　22,000円：住宅Ａ
・４月分の住居手当　支給なし〈注2〉
・５月分の住居手当　25,000円：住宅Ｂ（契約期間の始期(4/3)→５月から）

退去日が異動発令日を超えている場合

（例３）

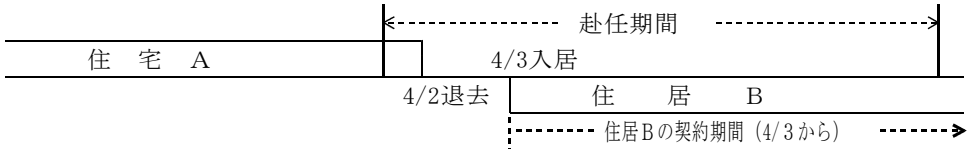

・３月分の住居手当　22,000円：住宅Ａ
・４月分の住居手当　22,000円：住宅Ａ（資格喪失(4/2)→４月まで）〈注3〉
・５月分の住居手当　25,000円：住宅Ｂ

（例４）

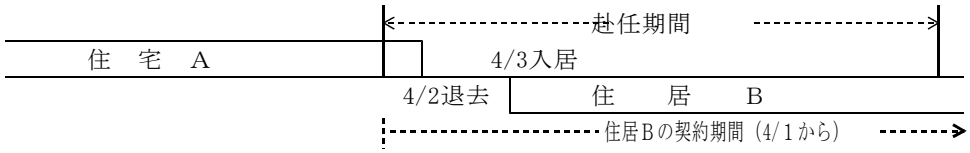

・３月分の住居手当　22,000円：住宅Ａ
・４月分の住居手当　〈住宅Ｂの認定に応じて①又は②〉
　　①　22,000円：住宅Ａ（資格喪失(4/2)→４月まで）〈注3〉
　　②　25,000円：住宅Ｂ（契約期間の始期(4/1)→４月から）〈注1〉
・５月分の住居手当　25,000円：住宅Ｂ

〈注１〉住宅Ｂについて，異動発令日を居住に係る要件具備日とする取扱い。
〈注２〉住宅Ａについては，4/1で資格を喪失し，また住宅Ｂについては，4/3が契約期間の始期であることから異動発令日を居住に係る要件を具備した日とする取り扱いの要件を満たさないため。
〈注３〉４月分の住居手当については，住宅Ａの家賃の負担がある場合に限る。

様式給第12号

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

カード No.	
1	2
1	2

給　与　手　当　報　告　書　1

作成所属名　○ ○ ○ 高 等 学 校

給与支払管理者

点検者	
	記入者

	作成所属名 作成所属コード	修正区分	ページ No.	整理番号	氏名 職員番号	支給開始年月日 年号コード	年	月	住居手当 住居手当区分コード	家賃等月額	単身赴任者の留守家族に係る 住居手当区分コード	家賃等月額
	3	9	10	13	15	21	22	24	58	59	65	66
例	○○○高等学校				○○○○○							
1	○○○○○○	2	0	0 1	0 1	○○○○○○	4	○○	0 4	1 0 2 5 0 0 0		
例	○○○高等学校				○○○○○							
2	○○○○○○	2	0	0 1	0 2	○○○○○○	4	○○	0 4	2 0 3 8 0 0 0		
例	○○○高等学校				○○○○○							
3	○○○○○○	2	0	0 1	0 3	○○○○○○	4	○○	0 4	3 0 1 8 0 0 0		
例	○○○高等学校				○○○○○							
4	○○○○○○	2	0	0 1	0 6	○○○○○○	4	○○	0 4	0		
例	○○○高等学校				○○○○○							
5	○○○○○○	2	0	0 1	0 7	○○○○○○	4	○○	0 4		1 0 5 0 0 0 0	
例	○○○高等学校				○○○○○							
6	○○○○○○	2	0	0 1	0 8	○○○○○○	4	○○	0 4	1 0 6 0 0 0 0	1 0 7 0 0 0 0	

（住居手当区分コード）
1　食費・光熱水費とも含まれない場合（100%）
2　居住に関する支払額に食費等が含まれている場合（40%）
3　居住に関する支払額に電気，ガス又は水道の料金が含まれている場合（90%）

→ 食費・光熱費とも含まれない家賃額の場合。（借家家賃額25,000円）
→ 住居に関する支払額に食費が含まれている場合。（下宿家賃額38,000円）
→ 住居に関する支払額に電気，ガス，水道料金が含まれている場合。（借家家賃額18,000円）
→ 手当が支給されなくなる場合。
→ 単身赴任手当を支給される職員で配偶者が居住するための住宅等。（借家家賃額50,000円）
→ 単身赴任者の家賃60,000円，家族の家賃70,000円。

（注）１.「支給開始年月」は，省略すると給与支給月（当月）が設定される。

出力時間　2000/　/　　:　:

件数　　件

枚中　　枚目

（別表）

住居手当支給額の早見表（抄）

借家等自宅	
家賃等	積算方法
１２，０００円以下	０円
１２，１００～２３，０００円	家賃額－１２，０００円
２３，００１～５５，０００円	$\frac{（家賃額－２３，０００）}{２}$ ＋１１，０００円

家賃額	支給額	家賃額	支給額	家賃額	支給額
１２，０００	０	２８，０００	１３，５００	４５，０００	２２，０００
１２，５００	５００	２９，０００	１４，０００	４６，０００	２２，５００
１３，０００	１，０００	３０，０００	１４，５００	４７，０００	２３，０００
１４，０００	２，０００	３１，０００	１５，０００	４８，０００	２３，５００
１５，０００	３，０００	３２，０００	１５，５００	４９，０００	２４，０００
１６，０００	４，０００	３３，０００	１６，０００	５０，０００	２４，５００
１７，０００	５，０００	３４，０００	１６，５００	５１，０００	２５，０００
１８，０００	６，０００	３５，０００	１７，０００	５２，０００	２５，５００
１９，０００	７，０００	３６，０００	１７，５００	５３，０００	２６，０００
２０，０００	８，０００	３７，０００	１８，０００	５４，０００	２６，５００
２０，５００	８，５００	３７，５００	１８，２００	５５，０００	２７，０００
２１，０００	９，０００	３８，０００	１８，５００		
２２，０００	１０，０００	３９，０００	１９，０００		
２３，０００	１１，０００	４０，０００	１９，５００		
２４，０００	１１，５００	４１，０００	２０，０００		
２５，０００	１２，０００	４２，０００	２０，５００		
２６，０００	１２，５００	４３，０００	２１，０００	最高支給限度額27,000円 積算後の１００円未満は切り捨て	
２７，０００	１３，０００	４４，０００	２１，５００		